

青梅市地域共生社会推進審議会委員の公募および選考要綱

1 目的

この要綱は、青梅市地域共生社会推進審議会条例（令和7年条例第6号）第3条に規定する青梅市地域共生社会推進審議会（以下「審議会」という。）の委員のうち市民から選任する委員（以下「市民委員」という。）を公募し、選考することに関して必要な事項を定め、公平な選考を実施することを目的とする。

2 公募委員数

公募により選任する市民委員（以下「公募委員」という。）は、4人以内とする。

3 公募時期

公募は、公募委員の任期が満了するとき、または任期途中で欠員が生じた場合に行うものとする。

4 公募方法

公募は、青梅市（以下「市」という。）の広報、ホームページ等に掲載して行う。

5 応募資格

公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市の区域内に住所を有し、居住していること。
- (2) 応募の時点において満18歳以上であること。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しないこと。
- (4) 青梅市議会議員または青梅市職員でないこと。
- (5) 市の他の附属機関等の委員でないこと。
- (6) 審議会の会議に出席が可能であること。

6 応募方法

公募委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、公募期間内に青梅市地域共生社会推進審議会市民委員応募用紙（別記様式）に必要事項を記載したものを、持参、郵便、ファクシミリ、電子メールまたは電子申請により青梅市長に提出する。なお、提出された書類は返却しない。

7 選考委員会の設置

(1) 公募委員を選考するため、青梅市地域共生社会推進審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(2) 選考委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア 委員長 健康福祉部長

イ 委員 地域福祉課長、介護保険課長、高齢者支援課長、障がい者福祉課長および子育て応援課長

8 選考方法等

(1) 一次選考は、書類審査とする。

(2) 書類審査の結果、候補者が募集人数を超えた場合には、公開抽選により決定する。

9 公開抽選

(1) 日時等

公開抽選の日時、場所等については、一次選考終了後、速やかに決定し、応募者宛てに通知する。

(2) 抽選方法

ア 抽選に当たっては、出席者の確認を得て実施する。

イ 抽選は、抽選機によることとする。

ウ 抽選機には、一次選考の合格者全員のくじ棒を用意し、出席者の確認を得ることとする。

エ 抽選の実施は、選考委員会の委員が行う。

オ 応募者の番号は、地域福祉課において、あらかじめ受付順に番号付けをする。

カ 抽選機により抽出されたくじの1番目から順に合格者とし、合格者に辞退等があるときのため、次順位以降を補欠者とし、抽選の早い者を優先する。

10 選考結果の通知

選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

11 再公募および公募の例外

公募を行った場合において、次に掲げる事由に該当するときは、原則として再公募を行うものとする。ただし、日程に余裕がないときその他特別な事情があるときは、公募によらないで委員を選任することができ

る。

(1) 公募期間に応募がなかったとき。

(2) 応募者が募集人数に満たなかったとき。

(3) 応募者の全員または一部に応募資格を満たしておらず、募集人数に満たなかったとき。

12 失職

公募委員は、第5項の応募資格要件を満たさなくなったときは、その資格を失う。

13 庶務

公募委員の募集および選考に関する庶務は、地域福祉課が行う。

14 その他

この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、選考委員会が定める。

15 実施期日

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。